

# ソフトウェア使用許諾規約

株式会社エイ・エス・ピー（以下「弊社」といいます。）は、本規約に基づき、弊社が提供するソフトウェア及び関連するプログラム、マニュアル、付随資料（以下総称して「本ソフトウェア」といいます。）について、別途申込書において本規約の内容を承諾したお客様（以下「使用者」といいます。）に対し、下記の条件に従い使用を許諾します。また本規約は、申込書における「本規約に同意する」旨の意思表示をもって成立するものであり、本規約への署名、押印を要しないものとします。

## 第1条（使用許諾の範囲）

弊社は使用者に対し、本ソフトウェアの所有権を移転することなく、非独占的、譲渡不能、再許諾不能の使用権を許諾します。

2 使用者は、自己の業務目的に限り、本規約に従って本ソフトウェアを使用することができます。

3 本ソフトウェアの使用主体は、申込書に記載された使用者本人に限定され、子会社、関連会社、業務委託先その他第三者による使用は認められません（弊社が書面で承諾した場合を除きます）。

## 第2条（利用形態）

本ソフトウェアは、CD-ROM その他の記録媒体により提供され、使用者の管理するコンピュータ環境にインストールして使用するオンプレミス型ソフトウェアとして提供されます。

2 本ソフトウェアのインストールおよび初期設定は、原則として使用者の責任において行うものとします。ただし、別途保守契約の締結がある場合には、弊社がインストールおよび初期設定作業を代行することがあります。

3 前項に基づき弊社がインストールまたは初期設定作業を行った場合であっても、本ソフトウェアの使用環境、運用結果、業務への適合性について、弊社は保証するものではありません。

4 本ソフトウェアにより作成、保存されるデータは、使用者の管理する環境に保存されるものとし、弊社は当該データを管理、保存、バックアップする義務を負いません。

5 本ソフトウェアは、提供時点のバージョンに基づき使用されるものとし、将来にわたる機能追加、仕様変更、バージョンアップまたは後方互換性を保証するものではありません。

## 第3条（禁止事項）

使用者は、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 本ソフトウェアの全部または一部の複製、改変、解析、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
- (2) 競合製品または類似サービスの開発、検証を目的とした使用
- (3) 第三者に対する再許諾、貸与、共有その他これに類する行為

## 第4条（データの帰属および取扱い）

本ソフトウェアを使用して作成、入力、保存される一切のデータ（以下「使用者データ」といいます。）の所有権および管理責任は、すべて使用者に帰属します。

2 使用者データは、使用者が管理するコンピュータ環境に保存されるものとします。弊社は、使用者データの保存、管理、バックアップ、復旧について、いかなる義務も負いません。

3 弊社が、別途締結される保守契約に基づき、インストール、初期設定、保守作業等を行う場合であっても、当該作業は技術的支援にとどまるものであり、使用者データの内容、正確性、完全性、適法性について、弊社は一切責任を負いません。

4 弊社は、法令に基づく場合または使用者の事前の書面による承諾がある場合を除き、使用者データを取得、利用、第三者に提供することはありません。

## 第5条（バックアップおよび復旧）

本ソフトウェアの使用に伴うデータのバックアップは、すべて使用者の責任において行うものとします。

2 弊社は、本ソフトウェアまたは使用者の使用環境に関して、データの消失、破損、改変等が生じた場合であっても、その復旧義務を負いません。

3 別途締結される保守契約において、弊社がバックアップまたは復旧作業を行う旨を明示的に定めた場合に限り、当該契約の範囲内で対応するものとします。ただし、その場合であっても、完全な復旧を保証するものではありません。

4 天災地変、停電、ハードウェア障害、OSまたは第三者ソフトウェアの不具合その他弊社の合理的支配を超える事由により生じた損害について、弊社は責任を負いません。

## 第6条（保守およびサポート）

本規約に基づく使用許諾には、本ソフトウェアのインストール、初期設定、操作説明、保守、サポート等の業務は含まれません。

2 弊社は、使用者との間で別途保守契約を締結した場合に限り、当該契約に定める範囲および条件に従って、インストール作業、初期設定、保守、技術的サポート等を提供します。

## 第7条（仕様変更およびバージョンアップ）

弊社は、自己の判断により、本ソフトウェアの仕様、機能を変更することができます。

2 当該変更により従前の機能が使用できなくなる場合があります。

3 重要な変更については、合理的な方法により事前に通知します。

## 第8条（非保証）

弊社は、本ソフトウェアによって、成果、売上、法令適合性を保証するものではありません。本ソフトウェアが中断なく稼働すること、誤りがないことについても保証しません。

## 第9条（知的財産権）

本ソフトウェア（プログラム、構成、仕様、デザイン、画面表示、マニュアルその他一切の関連資料を含みます。）に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます。）、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、すべて弊社または正当な権利者に帰属します。

2 本規約に基づく使用許諾は、本ソフトウェアに関する知的財産権の譲渡、移転、共有を意味するものではありません。

3 使用者は、本規約に基づき明示的に許諾された範囲を超えて、本ソフトウェアを使用または複製、改変、翻案、公衆送信その他の利用を行うことはできません。

4 別途締結される保守契約に基づき、弊社がインストール、初期設定、設定変更、調整その他の作業を行った場合であっても、当該作業の過程または結果として生じたノウハウ、設定内容、成果物等に関する知的財産権は、特段の合意がない限り、すべて弊社に帰属するものとします。

5 使用者が本ソフトウェアを使用して作成したデータについては、第4条の定めに従い、利用者に帰属するものとします。

## 第10条（損害賠償の制限）

弊社の責任は、弊社の故意または重過失による直接かつ通常の損害に限られます。

2 特別損害、逸失利益、間接損害について、弊社は責任を負いません。

3 損害賠償額の上限は、当該損害が発生した契約期間において利用者が支払った利用料金相当額とします。

## 第11条（第三者紛争）

使用者のデータ内容に起因する紛争について

は、使用者が自己の責任と費用で解決するものとします。

2 第三者から知的財産権侵害の主張がなされた場合、双方協力の上、対応するものとします。

## 第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、申込書記載の期間のとおりとします。

2 本契約は、期間満了により終了し、更新する場合には、当事者間で別途書面により合意するものとします。

## 第13条（解約および解除）

使用者は、所定の方法により解約することができます。

2 使用者が本規約に違反した場合、弊社は通知の上、直ちに使用を停止または契約を解除できます。

## 第14条（契約終了後のデータ取扱い）

契約終了後、一定期間経過後に使用者データは削除されます。

2 データ返却を希望する場合、弊社所定の方法および形式によります。

## 第15条（規約変更）

弊社は、本規約を変更することがあります。

2 変更後の規約は、Webサイトなどへの掲示および通知をもって効力を生じます。

3 変更後も使用を継続した場合、当該変更にて同意したものとみなします。

## 第16条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠し、本ソフトウェアに関する紛争は、弊社本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

## 第17条（反社会的勢力・輸出規制）

使用者が反社会的勢力に該当する場合、弊社は直ちに使用を停止できます。外為法その他制裁関連法令に違反する使用が判明した場合も同様とします。

## 第18条（排他的合意）

本契約は当事者の完全かつ排他的合意を構成し、当事者間の申し出、通信及び従前の口頭または書面による契約のすべてにとって替わるものです。

制定日：2026年3月1日